

# 新規常用雇用者の定義（新立地、新物流、大型）

## 1 定義

次の①～⑤を全て満たす者

①	新設又は増設工場等で従事するために、立地決定日（立地協定日。立地協定がない場合は土地売買契約日等）以降に雇用され、岡山県内に住所を有している者。 または、新設又は増設工場等で従事するために、岡山県内の市町村の区域内に新たに住所を定めた者（県外からの転勤者）
②	健康保険法の被保険者
③	厚生年金保険法の被保険者
④	雇用保険法の被保険者
⑤	次のいずれかに該当する者 イ 雇用期間の定めのない雇用者 ロ 一定期間（1月、5月等）を定めて雇用される者であって、その雇用期間が反復更新されて事実上イと同様の状態にあると認められる者 ハ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上イと同様の状態にあると認められる者

## 2 新規常用雇用者として計上できる期間

### (1) 新設の場合

<例>



### (2) 増設の場合

<例>



### ★配置換え等の補充のための新規雇用者の取り扱い

既存工場で設備投資を行う場合に、投資に伴い採用した新規雇用者が、直接、増設ライン等に  
従事しない場合であっても、新規常用雇用者の定義を満たし、加えて次の2つの要件を満たす場合は、  
新規常用雇用者として取り扱う。

- 【要件1】事業所全体の雇用数が純増であること。（岡山県内の雇用増）
- 【要件2】投資による配置換え等の補充であること。（増設等に伴う採用）

上記の要件を満たしていることについて、交付申請時に資料(任意様式)でご説明いただきます。

### 【留意事項】

- ・補助金交付申請時には、下記の2つの書類が必要です。
  - ①「健康保険・厚生年金保険資格取得および標準報酬決定通知書」の写し
  - ②「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し
- ・交付申請時点ですでに退職されている方は、新規常用雇用者には含まれません。